

# 環境マネジメントシステム(EMS)の 政策手法としてのさらなる活用

首都大学東京  
教授  
**奥真美**  
Mami Oku



## EMSの意義

環境問題が多様化し複雑化するなかで、政策手法も多様化し進化することが求められている。今日的な環境問題の解決において、従来型の規制的手法のみではおのずと限界があり、環境負荷活動を行う事業者等に対して環境保全に向けた自主的取組を促して、環境保全効果をより一層高めていくことを可能にする政策手法の開発と充実は急務となっている。

EMSは、それを導入する事業者等にとって、組織の機能全体を対象として事業活動等に関わる環境側面を総合的に捉えて、コスト、効率性、生産性、環境パフォーマンスのすべてをひとつの意思決定プロセスの中に取り込むことを可能とする、経営マネジメントツールとして捉えられる。他方、行政にとっては、事業者等による環境法令の遵守に止まらず、それ以上の環境保全効果を創出すると同時に、行政による規制と民間による自主的コントロールとを組み合わせることで、行政と民間双方にとっての物理的・経済的な負担軽減を図り、より効率的な環境規制の実現を可能にする政策手法として位置づけることができる。

国内において認証件数が最も多いのは言うまでもなくISOである。ISOのサーベイによると、二〇一二年末現在の日本全体の認証件数は二七、七七四件(サイト数では三四、二九七件)、また、産業セクターを対象とする認証件数の合計は二〇、五四九件となっている。このうち建設業は三、〇九〇件(一五%)を占める。そして、ISOに次いで活用されているのがEA21である。二〇一三年末までのEA21の認証・登録事業者数は八、二〇三件で、建設業は二、三九二件(二九%)を占めている。ISOについては、特に二〇〇二年以降、急速な認証件数の増加をみせていたが、二〇〇九年をピークに減少傾向に転じている。また、EA21はいまだ増加傾向にあるものの、ここ数年の伸びは鈍化してきている。こうした傾向の背景には、これらEMSの導入と維持にかかる労力とコストを上回るだけの十分なメリットを、事業者等が実感できない状況があると思われる。そのことは翻って、政策手法としてのEMSの位置づけが曖昧であり、事業者等にとってEMSを導入し維持することに対する政策的なインセンティブが十分ではないことを意味するといえる。

## 今後に向けて—政策手法としての確たる位置付けとインセンティブ付与の必要性

EMSは基本的には事業者等が自身の判断で経営改善ツールとして活用するものではあるが、同時にその活用を政策的に促すことで政策目的の達成に資する有効な政策ツールとなり得る。そのためには、まずはEMSを法的に根拠づけるとともに環境政策における位置づけを明確化したうえで、環境規制上の優遇措置を含む各種インセンティブを付与することが必要である。

具体的には、次のようなイメージである。まず、EA21を法制化したうえで、同法のもとでISOおよび他の規格等で要件を満たしたもののについては、少なくともEMSの部分についてはEA21と同等のものと見做す。さらに、グリーン公共調達や各種の環境規制といった他の環境政策との有機的連携を確保すべく、環境政策のなかにEA21を明確に組み込む。そのうえで、EMS導入に際しての情報提供や経済的支援にとどまらず、許認可手続きの簡素化、測定・報告義務の一部免除、立入検査頻度の低減など、環境規制上の優遇措置を用意する。

以上はEUのEMASを参考にしている。日本のEA21はEMASに倣って制度化されたものであり、EMASと同様に、EMS構築のほ

こうしたEMSの政策手法としての役割への期待を背景として、一九九〇年代以降、EMSの規格化や登録・認証制度の創設が国内外で進められてきた。国際レベルでは、一九九六年に国際標準化機構(ISO)によって規格化されたISOが知られているほか、EUで一九九三年に環境マネジメント監査スキーム(EMAS)が法制化されている。日本には、一九九六年から環境省のガイドラインに基づく制度としてエコアクション21(EA21)があるほか、地方公共団

かに、いわゆる環境レビューの実施、環境方針・環境計画・EMS・環境パフォーマンスに関する情報を含む環境報告書の作成、審査人による審査を経たうえでの同報告書の公表を求めるといふ、ISOにはない透明性と客観性の確保に優れた要素を擁している。このため、政策的にはEMSのなかでもEA21を基本とする制度の構築・充実を図ることが望ましいと考える。ただし、EMASは規則というEUの法形式に確たる根拠をもつ制度であり、同規則において環境規制上の優遇措置を含む各種促進策の導入が求められているのに対して、EA21は環境省のガイドラインに基づくという曖昧な位置づけしか与えられておらず、具体的な政策手法としての活用用途は示されていない。また、導入促進策については、国レベルでは廃棄物処理法において産廃処理業に係る優良事業者認定の一要件にISOでは、EA21またはそれと同等の地域版EMSの認証取得が規定されているものの、このように限定された個別法での位置づけでしかなく、それ以外は地方公共団体によって独自に公共調達における加点要素としてEA21等の位置づけがなされているケースが散見されるに過ぎない。「EA21法」が近い将来制定されて、環境政策手法としての確たる地位がなされることを切に望む。